

平成 26 年 8 月 22 日

内閣官房 特定秘密保護法施行準備室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」に対する意見について

平成 26 年 7 月 24 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 26 年 8 月 22 日

「特定秘密保護法の運用基準案」に対する意見について

- 運用基準案において、適性評価の実施に当り「行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限になるようにしなければならない」(IV. 5. (5)) と明記されている点に関して、実際の運用において、法第 18 条にもとづく指揮監督や、当該運用基準にもとづく内閣官房や内閣保全監視委員会 (V. 1. (2)) 等による指導を含めた適切なフォローが行われるようご配慮いただきたい。
- 適性評価に当り、同時期に大量の照会が民間団体になされると、処理能力から照会を受ける側の通常業務に支障を来し、回答対応できなくなることが想定される。民間団体にとって過度な負担 (大量照会・照会時期の集中) とならないよう、適性評価実施担当者 (内閣官房を含む) は、予め民間団体と協議する等ご配慮いただきたい。
- 適性評価に係る照会依頼に当っては、民間団体の事務負担を考慮し、照会依頼内容を特定するために必要な民間団体制定の様式に記載のうえ、「適性評価のための照会書」に添付いただくようご配慮いただきたい。
- 適性評価における照会回答に当っては、民間団体側において相応の事務コストが発生するため、その費用 (特に有償で類似業務を行っている場合はその金額) を支弁いただくことが必要となることについて、ご理解いただきたい。
- 適性評価の判断は、運用基準 (IV. 6.) に沿って専ら行政機関が行うのに対し、照会を受ける民間団体は、専ら照会に対し客観的事実を回答するもので、適性評価の判断までは求められないことを、念のため確認したい。

以 上